

2017年12月から、消費者を守るしくみが強化されました

特定商取引法の改正内容の一部をご紹介します

電話勧誘販売も！ 過量販売の規制対象となりました

こんなことはありませんか？

業者から勧誘の電話があり、ひとり暮らしなのに
到底飲みきれない量の健康食品を購入してしまった。



法改正のポイント！

- ・ 訪問販売での過量販売はすでに規制されていましたが
電話勧誘販売でも規制されることになりました。
- ・ **日常生活で通常必要とされる量を超えた商品は契約
の解除、または、契約申し込みの撤回ができます。**
- ・ 解除できる期間は、契約から1年以内です。

※ただし、例えば親戚に配る目的や一時的に居宅における
生活者の人数が増える等、消費者にその契約を締結する
特別な事情がある場合は規制の対象外となります。

★ワンポイント★

複数の業者が同種の
商品やサービスを次々
と契約させた場合も
契約を解除できる
場合があります。

インターネット通販で！ 定期購入契約の表示義務が追加されました

こんなことはありませんか？

SNSの広告を見て500円美容液をお試しのつもりで
注文した。商品が届いたあとに、最低3回購入しないと
解約できない定期購入であることに気がついた。
2回目以降は定価販売となるので購入したくない。



法改正のポイント！

- ・ インターネット通販の定期購入に関するトラブル
が多発しています。
- ・ 消費者が注文するときに
定期購入であること、
契約期間、金額など
**「契約の主な内容」を
表示する義務が事業者
に追加されました。**

商品名	〇〇定期購入コース (5か月間購入コース)
商品価格	1,000円(税抜):初回分 3,000円(税抜):第2回~5回分
送料	2,500円(税込)
消費税	1,040円
総額	16,540円(税込)

注文を
確定する

★ワンポイント★

携帯電話やスマート
フォンなどで見ると
分かりにくい場合が
あります。しっかりと
確認しましょう！

※通信販売はクーリング・オフできませんのでご注意ください。

美容医療も！ 要件を満たすとクーリング・オフや中途解約ができます

こんなことはありませんか？

美容クリニックにいき、担当者から勧められて1年間の全身レーザー脱毛コースを50万円で購入した。しかし、高額なので解約したい。



法改正のポイント！

- 医療脱毛や脂肪吸引などの美容医療サービスに関する消費者トラブル（契約書面がない、初期・中途解約ができないなど）が継続的に発生しています。
- 下表の美容医療のうち、サービス提供期間が1か月を超え、かつ契約金額が5万円を超えるものは、特定商取引法の対象となりました。**
- 特定商取引の対象となる美容医療は、**クーリング・オフ**（一定期間は無条件で解約）や**中途解約**などができるようになりました。

★ワンポイント★

特定商取引法の対象となるかは、詳細な確認が必要です。消費生活センターにご相談ください！

美容医療	方法	例
脱毛	光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法	レーザー脱毛
にきび、しみ、そばかす、ほくろ、刺青その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化	光もしくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法	ケミカルピーリング
皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減	薬剤の使用又は糸の挿入による方法	ヒアルロン酸注射
脂肪の減少	光もしくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法	脂肪溶解注射
歯牙の漂白	歯牙の漂白剤の塗布による方法	ホワイトニングキットを用いたホワイトニング

※美容医療とは、国家資格である医師免許を持つものが医療機器による手術や注射、医薬品の処方を行う医療行為です。

特定商取引法のもっと詳しい情報は消費者庁WEBサイトをご覧ください

消費者庁 特定商取引法



消費生活センターでは、特定商取引法だけでなく様々な法律を用いてトラブル解決のためのアドバイスやあっせんを行っております
一人で悩まずに、まずはお電話でご相談ください

佐賀県消費生活センター

TEL 0952(24)0999

FAX 0952(24)9567

メール shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

土日祝日（年末年始を除く）も受け付け可
相談無料

または **消費者ホットライン**

TEL 局番なし188(いやや!)

お近くの相談窓口につながります